

令和6年3月分(4月納付分~)から健康保険料率に変更になります

令和6年2月分(3月納付分)まで

健康保険料率 9.73%
介護保険料率 1.82%



令和6年3月分(4月納付分)から

健康保険料率 **9.66%**
介護保険料率 **1.60%**

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
※変更後の健康保険料率と介護保険料率は、3月分(4月納付分)から適用されます。

インセンティブ制度における 令和4年度の成績をお知らせします

協会けんぽのインセンティブ制度とは、下記の5つの評価指標に基づき全支部をランキング付けし、上位15支部に該当するとインセンティブ(報奨金)が付与され、健康保険料率に反映される制度です。

※令和4年度実施の結果は令和6年度健康保険料に反映されます。

茨城支部は、上位15支部に入らなかったため、インセンティブが付与されませんでした。

下記の5つの取組に皆様のご協力をお願いします。

茨城支部の全体順位

42位/47支部



インセンティブなし

特定健診等の実施率



46位
(前回24位)

- ・被保険者(ご本人)、被扶養者(ご家族)共に、協会けんぽの健診をご利用ください。
- ・定期健診結果データの提供をお願いします。

特定保健指導の実施率



33位
(前回41位)

- ・健診結果から生活改善が必要と判定された場合は、協会けんぽの特定保健指導をご利用ください。
- ・事業所さまは日程調整と面談場所の提供にご協力ください。

特定保健指導対象者の減少率



37位
(前回46位)

- ・特定保健指導は保健師などの助言に従い、最後まで中断することなく続けてください。

医療機関への受診勧奨を受けた 要治療者の医療機関受診率



16位
(前回12位)

- ・事業所さまは、従業員の健診結果を把握し、治療が必要と判定を受けた方には、必ず医療機関を受診するようお声がけください。

ジェネリック医薬品の 使用割合



14位
(前回32位)

- ・ジェネリック医薬品への切り替えにご協力ください。
- ※現在一部のジェネリック医薬品においては供給不足や欠品が続いております。切り替えをご希望の際は、医師や薬剤師にご確認ください。

退職後の健康保険加入のご案内

選択肢1 協会けんぽの任意継続

手続き先 お住いの都道府県の協会けんぽ支部
※在職時の加入支部ではありません。

加入条件

- 退職日までに被保険者期間が継続して2カ月以上あること。
- 退職日の翌日から20日以内に「任意継続資格取得申出書」を提出(必着)すること。

※提出期限が土、日、祝日など協会けんぽの休業日にあたる場合は、翌営業日までとなります。

保険料

- 退職前に控除されていた保険料の約2倍(上限あり)
- 保険料率に変更される場合等を除き、原則2年間変わりません。

※75歳以上の方(64~74歳で、後期高齢者医療広域連合から障害認定を受けた方を含む)は、後期高齢者医療制度に加入しているため、手続きの必要はありません。

退職後の健康保険には、3つの選択肢があります。
毎月収める保険料などを比較の上、選択された健康保険への加入手続きをお願いします。

任意継続以外の選択肢

選択肢2 ・国民健康保険

選択肢3 ・ご家族の健康保険(被扶養者)

事業主様へお願い

任意継続制度の保険証は、原則日本年金機構から提供される資格喪失データを確認してからの交付となります。そのため、「被保険者資格喪失届」は従業員の退職後5日以内に日本年金機構へご提出ください。

保険証の早期回収と資格が切れた後の受診防止にご協力ください

在職中の保険証を使用できるのは退職日までです。
従業員退職の際は、従業員とご家族(被扶養者)分全ての保険証の回収にご協力ください。
事業主様は、回収した保険証を「資格喪失届」等に添付ください。

※電子申請にてご提出いただく場合、健康保険証は郵送等にて(電子申請の到達番号がわかる画面を添付の上)日本年金機構にご返却をお願いします。

資格喪失後に保険証を使用した場合は、後日協会けんぽが負担した医療費(総医療費の7~8割)の返還を求める通知書と納付書が届きます。

2024年12月2日に保険証は廃止されます 今から使おう！マイナ保険証

マイナンバーカードで受診するメリット

安心 よりよい医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療が受けられます。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

便利 各種手続きも便利・簡単に！

- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。
※新しい保険者による登録手続きが必要です。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。

マイナ保険証のメリットの詳細は、右の二次元コードからご確認ください。

厚生労働省HP【マイナンバーカードの保険証利用でみんなにいいことたくさん!!】



 全国健康保険協会 茨城支部
協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル
☎029-303-1500(代表)
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

登録していますか？

茨城支部オリジナルメールマガジン！

毎月10日に健康保険に関する
お役立ち情報を配信しています。

ご登録は
こちらから➡

